

訪問看護ステーション わかば 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社フォーリーフクローバーが設置する訪問看護ステーション わかば（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

- ステーションは事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称：訪問看護ステーション わかば
- 所在地：東京都練馬区富士見台 3-12-21

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 相当数 ※必要に応じて雇用する。
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。
- 看護補助： 相当数 ※必要に応じて雇用する。
訪問看護の補助を担当する。
- 事務員： 相当数 ※必要に応じて雇用する。
書類などの整理、事務所内の清掃などを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 営業日：365日
- 営業時間：午前9時から午後6時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(衛生管理など)

第10条 ステーションは、職員の清潔の保持、及び健康状態の管理を行うと共に、ステーションの設備、及び備品などの衛生的な管理に努める。

2 ステーションは、ステーション内外において、感染症の発生、及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) ステーションにおける感染症の発生、及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催すると共に、その結果については、職員に周知徹底をする。
- (2) ステーションにおける感染症の予防、及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションは、職員に対し、感染症の発生、及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第11条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第12条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合の交通費 実費
1キロメートル当たり 20円

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、練馬区・板橋区・杉並区・中野区・西東京市とする。

(相談・苦情対応)

第14条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第15条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第16条 ステーションは、利用者、又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 ステーションは、知り得た利用者、又は家族の個人情報については、ステーションでの訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者、又は家族の同意を、予め書面にて得るものとする。

(虐待防止のための処置)

第17条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

2 ステーションは、虐待防止のための指針を整備する。

3 ステーションは、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 全三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置き、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、職員に周知撤退をする。

(業務継続計画の策定など)

第18条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修、及び訓練を提起的に実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 ステーションは、当該利用者、又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず、身体拘束等を行う場合には、その態様、及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後1か月以内の初任研修

(2) 年10回業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

利用料金

(1) 利用料金（「介護保険」利用の場合）

◇ 介護予防訪問看護（1回につき）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3,454円 (3,112円)	4,320円 (3,887円)	5,175円 (4,662円)
30分未満	5,141円 (4,628円)	6,429円 (5,779円)	7,706円 (6,942円)
30分以上1時間未満	9,051円 (8,151円)	11,308円 (10,191円)	13,577円 (12,220円)
1時間以上1時間30分未満	12,426円 (11,183円)	15,526円 (13,976円)	18,639円 (16,769円)
理学療法士等による 訪問の場合（20分毎に）	3,237円	4,047円	4,856円

- 20分未満の介護予防訪問看護は、週に1回以上、20分以上のサービス提供を行った場合のみ、算定することができます。
- 准看護師が訪問した際は、（ ）内の料金になります。

◇ 訪問看護（1回につき）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3,579円 (3,226円)	4,468円 (4,035円)	5,369円 (4,833円)
30分未満	5,369円 (4,833円)	6,714円 (6,042円)	8,048円 (7,250円)
30分以上1時間未満	9,382円 (8,447円)	11,730円 (10,556円)	14,067円 (12,665円)
1時間以上1時間30分未満	12,859円 (11,571円)	16,074円 (14,466円)	19,288円 (17,350円)
理学療法士等による 訪問の場合（20分毎に）	3,351円	4,183円	5,027円

- 20分未満の介護予防訪問看護は、週に1回以上、20分以上のサービス提供を行った場合のみ、算定することができます。
- 准看護師が訪問した際は、（ ）内の料金になります。
- 理学療法士等による訪問を1日に2回以上行なった場合は、《 》内の料金になります。

◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合（1月につき）

要介護1～4	33,755円 (33,082円)	要介護5	42,875円 (42,020円)
--------	----------------------	------	----------------------

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合」とは、当事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携してサービスを行った場合に算定することができます。
- 准看護師が訪問した際は、（ ）内の料金になります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

◇ 加算・減算 項目

加算・減算項目	単位	基本料金
医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携する場合)	-97単位	-1,105円
高齢者虐待防止措置未実施減算	介護報酬総単位数に対して-1%	
1時間30分以上の(介護予防)訪問看護を行う場合	300単位	3,420円
初回加算(Ⅰ)	350単位	3,990円
初回加算(Ⅱ)	300単位	3,420円

特別管理加算 (I) (1月につき)		500単位	5,700円	
特別管理加算 (II) (1月につき)		250単位	2,850円	
緊急時(介護予防)訪問看護加算 1 (1月につき)		600単位	6,840円	
緊急時(介護予防)訪問看護加算 2 (1月につき)		574単位	6,543円	
ターミナルケア加算 (死亡月)		2500単位	28,500円	
複数名訪問加算 (I)	所要時間 30 分未満の場合	254単位	2,895円	
	所要時間 30 分以上の場合	402単位	4,582円	
複数名訪問加算 (II)	所要時間 30 分未満の場合	201単位	2,291円	
	所要時間 30 分以上の場合	317単位	3,614円	
長時間訪問看護加算		300単位	3,420円	
退院時共同指導加算		600単位	6,840円	
看護・介護職員連携強化加算		250単位	2,850円	
看護体制強化加算 (I)		550単位	6,270円	
看護体制強化加算 (II)		200単位	2,280円	
サービス提供体制強化加算	(I)	ステーション及び医療機関の場合 1回につき	6単位	68円
	(II)		3単位	34円
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき		50単位	570円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

※加算項目の詳細についてはお気軽に説明担当者へお尋ねください。

<1ヶ月の利用料の目安> ※介護保険負担割合が、1割負担の利用者の場合

〇〇〇単位 × 【サービス利用回数】 × 0.1 = 合計 円

↓

 円 + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計 円

◇ 日割り計算について (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合)

【日割り計算を行う場合】 以下に該当する場合は、利用料金を日割りで計算します。	【日割り計算を行わない場合】
・要介護認定の区分変更	・月途中の入・退院の場合は、日割り計算の対象外となります。(なお、月を通じて1か月入院される場合には、該当月における介護給付費は算定されません。)
・サービス事業所の変更(当該サービスのみ)	
・事業開始・廃止(指定有効期間開始・終了)	<例>
・事業所指定効力停止の開始・解除	7月15日から9月15日まで入院された場合の取り扱い
・利用者の登録開始・契約解除	
・短期入所生活介護または短期入所療養介護の入・退所	7月…日割り計算は致しません。1か月分の利用料金を請求いたします。
・認知症対応共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)または地域密着型特定施設入居者生活介護の入・退居	8月…介護給付費の請求はございません。
・医療保険の給付対象となった期間 (特別訪問看護指示書などにより医療保険の訪問看護サービスを提供した場合には、日割り計算にて算定いたします。)	9月…日割り計算は致しません。1か月分の利用料金を請求いたします。

(2) 利用料金（「医療保険」利用の場合）

◇ 訪問看護基本療養費（1日当たり）

項目			利用料金
1. 訪問看護基本療養費 I	看護師等が行う場合	週3日まで	5,550円
		週4日以降	6,550円
	准看護師が行う場合	週3日まで	5,050円
		週4日以降	6,050円
	理学療法士等が行う場合	週3日まで	5,550円
		週4日以降	5,550円
緩和ケアまたは褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師が行う場合			12,850円
2. 訪問看護基本療養費 II	看護師等が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで	5,550円
		週4日以降	6,550円
	准看護師が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで	5,050円
		週4日以降	6,050円
	理学療法士等が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで	5,550円
		週4日以降	5,550円
	看護師等が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで	2,780円
		週4日以降	3,280円
	准看護師が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで	2,530円
		週4日以降	3,030円
理学療法士等が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで	2,780円	
	週4日以降	2,780円	
緩和ケアまたは褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師が行う場合			12,850円
3. 訪問看護基本療養費 III			8,500円
4. 訪問看護管理療養費	月の初日の場合		7,440円
	月の2日目以降		3,000円

◇ 精神科訪問看護基本療養費（1日当たり）

項目			利用料金
1. 精神科訪問看護 基本療養費 I	看護師等が行う場合	週3日まで30分以上	5,550円
		週3日まで30分未満	4,250円
		週4日以降30分以上	6,550円
		週4日以降30分未満	5,100円
	准看護師が行う場合	週3日まで30分以上	5,050円
		週3日まで30分未満	3,870円
週4日以降30分以上		6,050円	
2. 精神科訪問看護 基本療養費 II	看護師等が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで30分以上	5,500円
		週3日まで30分未満	4,250円
		週4日以降30分以上	6,550円
		週4日以降30分未満	5,100円
	准看護師が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで30分以上	5,050円
		週3日まで30分未満	3,870円
週4日以降30分以上		6,050円	
		週4日以降30分未満	4,720円

	看護師等が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで30分以上	2,780円
		週3日まで30分未満	2,130円
		週4日以降30分以上	3,280円
		週4日以降30分未満	2,550円
	准看護師が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで30分以上	2,530円
		週3日まで30分未満	1,940円
		週4日以降30分以上	3,030円
		週4日以降30分未満	2,360円
3. 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500円

◇ 加算 項目

加算項目	利用料金	加算項目	利用料金
1. 24時間対応体制加算	6,400円	12. 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき)	2,500円
2. 緊急訪問看護加算 (1日につき)	2,650円	13. 退院時共同指導加算	8,000円
3. 訪問看護ターミナルケア 療養費(Ⅰ)	25,000円	14. 退院支援指導加算	6,000円
4. 訪問看護ターミナルケア 療養費(Ⅱ)	10,000円	15. 乳幼児加算(1日につき)	1,500円
5. 特別管理加算	2,500円	16. 幼児加算(1日につき)	1,500円
6. 特別管理加算(別に厚生労働大臣 が定める状態にあるご利用者)	5,000円	17. 在宅患者連携指導加算	3,000円
7. 訪問看護情報提供療養費(Ⅰ) (1月につき)	1,500円	18. 精神科重症患者支援管理連携 加算(精神科在宅患者支援管理料2の イを算定する利用者)	8,400円
8. 訪問看護情報提供療養費(Ⅱ) (1月につき)	1,500円	19. 精神科重症患者支援管理連携 加算(精神科在宅患者支援管理料2の ロを算定する利用者)	5,800円
9. 訪問看護情報提供療養費(Ⅲ) (1月につき)	1,500円	20. 早朝・夜間訪問看護加算	2,100円
10. 在宅患者緊急時など カンファレンス加算	2,000円	21. 深夜訪問看護加算	4,200円
11. 長時間訪問看護加算	5,200円	22. 特別管理指導加算	2,000円

23. 複数名訪問看護加算(1週間に付き)			24. 複数名精神科訪問看護加算(1週間に付き)		
職種	訪問回数	利用料金	職種	訪問回数	利用料金
看護師等 /看護師等	週1回まで	(1) 同一建物内1人 4,500円	看護師等 /看護師等	1日1回	(1) 同一建物内1人 4,500円
		(2) 同一建物内2人 4,500円			(2) 同一建物内2人 4,500円
(3) 同一建物内3人以上 4,000円	(3) 同一建物内3人以上 4,000円				
看護師等 /准看護師	週1回まで	(1) 同一建物内1人 3,800円		1日2回	(1) 同一建物内1人 9,000円
		(2) 同一建物内2人 3,800円	(2) 同一建物内2人 9,000円		
		(3) 同一建物内3人以上 3,400円	(3) 同一建物内3人以上 8,100円		

看護師等 ／看護補助者	週3回まで 1日1回	(1)同一建物内1人 3,000円 (2)同一建物内2人 3,000円 (3)同一建物内3人以上 2,700円	看護師等 ／准看護師	1日3回 以上	(1)同一建物内1人 14,500円 (2)同一建物内2人 14,500円 (3)同一建物内3人以上 13,000円
		週3回まで 1日2回		(1)同一建物内1人 6,000円 (2)同一建物内2人 6,000円 (3)同一建物内3人以上 5,400円	1日1回
	週3回まで 1日3回以上		(1)同一建物内1人 10,000円 (2)同一建物内2人 10,000円 (3)同一建物内3人以上 9,000円		1日2回
		週1回まで		看護師等 ／看護補助者	(1)同一建物内1人 12,400円 (2)同一建物内2人 12,400円 (3)同一建物内3人以上 11,200円

25. 難病等複数回訪問加算 (1日2回)	(1)同一建物内1人 4,500円 (2)同一建物内2人 4,500円 (3)同一建物内3人以上 4,000円	26. 難病等複数回訪問加算 (1日3回)	(1)同一建物内1人 8,000円 (2)同一建物内2人 8,000円 (3)同一建物内3人以上 7,200円
--------------------------	--	--------------------------	--

※加算項目の詳細についてはお気軽に説明担当者へお尋ねください。

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	10円
-----	-------	-----

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費（自動車使用）	1kmにつき	20円
〃（公共交通機関使用）	実費	

(5) 死後の処置料金

死後の処置(エンゼルケア)をご希望の場合、下記の処置料金をいただきます。

死後の処置料金	1回につき	20,000円(税込)
---------	-------	-------------

- 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合：上記単位数の25%増
- 深夜（22：00～翌6：00）の場合：上記単位数の50%増

(6) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%